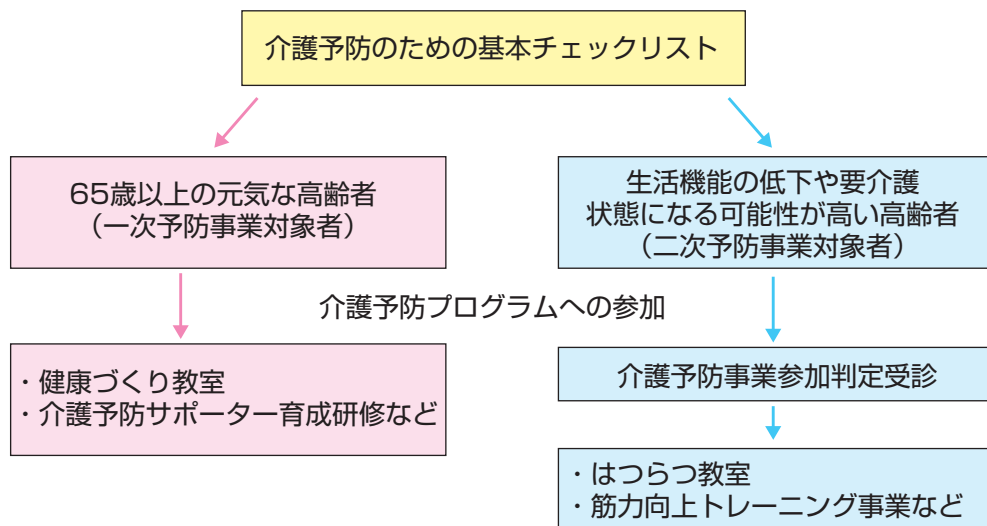


チェックリストを活用し介護予防

市では年に一度、65歳以上の方を対象に「介護予防のための基本チェックリスト」を郵送しています。回答の結果、生活機能に低下が認められる方には、介護予防事業への参加をご案内していきます。



チェック項目例

●生活

- ・日用品の買い物をしていますか
- ・友人の家を訪ねていますか

●運動

- ・15分くらい続けて歩いていますか
- ・階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

●口腔

- ・お茶や汁物などでむせることがありますか

●認知

- ・自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

●こころ

- ・（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- ・（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする

▶介護予防のための
基本チェックリスト



基本チェックリストの回答の結果、介護予防事業の対象者と判定された方で、介護予防教室（はつらつ教室、筋力向上トレーニング事業など）参加希望の方は、医療機関の受診を経て、介護予防事業の利用が望ましいと判定された場合に参加ができます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように相談・支援する機関として地域包括支援センターを設置しています。

●野田地区地域包括支援センター（事業者：野田市）

野田市鶴奉7-1（市役所高齢者福祉課内） 電話：04-7125-1111（内線2138）

●南部・福田地区地域包括支援センター（事業者：社会福祉法人法師会）

野田市山崎2723-3（※平成24年8月1日 椿寿の里内に開設） 電話：04-7123-1166

●北部・川間地区地域包括支援センター（事業者：社会福祉法人志豊会）

野田市中里43-3（松葉園内） 電話：04-7128-0113

●関宿地区地域包括支援センター（事業者：社会福祉法人佰和会）

野田市桐ヶ作666（関宿ナーシングビレッジ内） 電話：04-7196-5588

